

号外第16（令和7年10月31日発行）	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[規則]

- △ 市長代理順序規則及び横浜市副市長事務分担規則の一部を改正する規則【総務局 2
人事課】

規則

市長代理順序規則及び横浜市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第85号

市長代理順序規則及び横浜市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

(市長代理順序規則の一部改正)

第1条 市長代理順序規則(平成7年6月横浜市規則第71号)の一部を次のように改正する。

本則中

「第3順位 大久保 智子副市長
第4順位 佐藤 広毅副市長」

を

「第3順位 佐藤 広毅副市長
第4順位 鈴木 和宏副市長」

に改める。

(横浜市副市長事務分担規則の一部改正)

第2条 横浜市副市長事務分担規則(昭和34年6月横浜市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(分担事務)

第2条 副市長は、おおむね次の区分により、その事務を担任する。

平原敏英副市長

- (1) 脱炭素・GREEN × EXPO推進局に属する事務
- (2) みどり環境局に属する事務
- (3) 下水道河川局に属する事務
- (4) 港湾局に属する事務
- (5) 消防局に属する事務

伊地知英副市長

- (1) 政策経営局に属する事務
- (2) 総務局に属する事務
- (3) デジタル統括本部に属する事務
- (4) 財政局に属する事務
- (5) 水道局に属する事務
- (6) 交通局に属する事務

- (7) 会計室に属する事務
- (8) 教育に関する事務
- (9) 人事委員会事務局に関する事務
- (10) 鶴見区に属する事務
- (11) 磯子区に属する事務
- (12) 港北区に属する事務
- (13) 都筑区に属する事務
- (14) 戸塚区に属する事務
- (15) 泉区に属する事務

佐藤 広毅副市長

- (1) 国際局に属する事務
- (2) 市民局に属する事務
- (3) にぎわいスポーツ文化局に属する事務
- (4) 経済局に属する事務
- (5) こども青少年局に属する事務
- (6) 健康福祉局に属する事務
- (7) 医療局及び医療局病院経営本部に属する事務
- (8) 議会局に関する事務
- (9) 神奈川区に属する事務
- (10) 中区に属する事務
- (11) 南区に属する事務
- (12) 港南区に属する事務
- (13) 青葉区に属する事務
- (14) 濱谷区に属する事務

鈴木 和宏副市長

- (1) 資源循環局に属する事務
- (2) 建築局に属する事務
- (3) 都市整備局に属する事務
- (4) 道路局に属する事務
- (5) 選挙管理委員会事務局及び監査事務局に関する事務
- (6) 西区に属する事務
- (7) 保土ヶ谷区に属する事務
- (8) 旭区に属する事務
- (9) 金沢区に属する事務
- (10) 緑区に属する事務
- (11) 栄区に属する事務

第3条第3項中「データ活用」の次に「、危機管理」を加え、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第4条第1項各号を次のように改める。

(1) 平原敏英副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副市長	掌理する事務
伊地知英弘副市長	消防局に属する事務
鈴木和宏副市長	脱炭素・GREEN × EXPO推進局、みどり環境局、下水道河川局及び港湾局に属する事務

(2) 伊地知英弘副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副市長	掌理する事務	
	局に属する事務等	区に属する事務
平原敏英副市長	水道局及び交通局に属する事務	
佐藤広毅副市長		鶴見区、港北区及び都筑区に属する事務
鈴木和宏副市長	政策経営局、総務局、デジタル統括本部、財政局及び会計室に属する事務並びに教育及び人事委員会事務局に関する事務	磯子区、戸塚区及び泉区に属する事務

(3) 佐藤広毅副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副市長	掌理する事務	
	局に属する事務等	区に属する事務
伊地知英弘副市長	市民局、こども青少年局、健康福祉局、医療局及び医療局病院経営本部に属する事務並びに議会局に関する事務	神奈川区、中区及び南区に属する事務

鈴木和宏副市長	国際局、にぎわい スポーツ文化局及 び経済局に属する 事務	港南区、青葉区及 び瀬谷区に属する 事務
---------	--	----------------------------

(4) 鈴木和宏副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副市長	掌理する事務	
	局に属する事務等	区に属する事務
平原敏英副市長	建築局、都市整備 局及び道路局に属 する事務	
伊地知英弘副市長	資源循環局に属す る事務並びに選挙 管理委員会事務局 及び監査事務局に 関する事務	西区、保土ヶ谷区 及び旭区に属する 事務
佐藤広毅副市長		金沢区、緑区及び 栄区に属する事務

第4条第2項各号を次のように改める。

- (1) 平原敏英副市長及び伊地知英弘副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、平原敏英副市長の担任事務は佐藤広毅副市長が、伊地知英弘副市長の担任事務は鈴木和宏副市長がそれぞれ掌理する。
- (2) 平原敏英副市長及び佐藤広毅副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、平原敏英副市長の担任事務は伊地知英弘副市長が、佐藤広毅副市長の担任事務は鈴木和宏副市長がそれぞれ掌理する。
- (3) 平原敏英副市長及び鈴木和宏副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、平原敏英副市長の担任事務は伊地知英弘副市長が、鈴木和宏副市長の担任事務は佐藤広毅副市長がそれぞれ掌理する。
- (4) 伊地知英弘副市長及び佐藤広毅副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、伊地知英弘副市長の担任事務は平原敏英副市長が、佐藤広毅副市長の担任事務は鈴木和宏副市長がそれぞれ掌理する。
- (5) 伊地知英弘副市長及び鈴木和宏副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、伊地知英弘副市長の担任事務は平原敏英

副市長が、鈴木和宏副市長の担任事務は佐藤広毅副市長がそれぞれ掌理する。

(6) 佐藤広毅副市長及び鈴木和宏副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、佐藤広毅副市長の担任事務は平原敏英副市長が、鈴木和宏副市長の担任事務は伊地知英弘副市長がそれぞれ掌理する。

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。